

介護生活援助を抑制

報酬改定審議懸念払しょくされず

		厚生労働省は13日、 2018年度の介護報酬改定に向けた審議会を開き、社会保険審議会介護付費分科会にて示されたおむね承認されました。訪問介護の生
		用制限につながらかねない懸念は払しょくされていません。さらに、食事や歩行などの日常生活動作（ADL）を点数で評価し、改善した事業所に加算する仕組みを導入します。「利用者の選別につながる」などの批判を受けて、対象事業所について要介護3以上の人人が一定いるなどの要件を示しました。
		通所介護では前回、小規模事業所の基本報酬を引き下げたのに続き、大規模事業所（月利用者のペ57人以上）の基本報酬を引き
		下ります。また、2時間での算定だったサービス提供時間を1時間でと見直します。
		さらに、地域ケア会議で検証を行ったところ、ケアマネジャーが自主規制して利用者を抱き育てることから、ケアマネジ
地域ケア会議で検証	回数が基準を超えるケ	められる介護報酬全体の改定率に沿って、来る年1月末をめどに各サービスの単位数を決め
市町村への届け出を義務付けます。市町村の	アプランを設定する場	ました。
合、ケアマネジャーに	訪問介護の生活援助を抑制するため、利用	た。
市町村への届け出を義務付けます。市町村の	の削減を求める財務省の方針に沿った内容となりました。	新研修を創設します。
地域ケア会議で検証	回数が基準を超えるケ	現在の訪問介護員に必要な1~30時間を下回る研修カリキュラムについては、今後、委託事業で検討し年度内に決定するとしました。
	アプランを設定する場	通所介護では前回、
	合、ケアマネジャーに	小規模事業所の基本報酬を引き下げたのに続き、大規模事業所（月利用者のペ57人以上）の基本報酬を引き
	訪問介護の生活援助を抑制するため、利用	通所介護では前回、
	の削減を求める財務省の方針に沿った内容となりました。	小規模事業所の基本報酬を引き下げたのに続き、大規模事業所（月利用者のペ57人以上）の基本報酬を引き

訪問介護		<ul style="list-style-type: none"> 生活援助で利用回数が多い場合にケアプランの届け出義務化 生活援助中心型サービスを担う簡易な研修の新設 身体介護に重点を置いた報酬のメリハリ付け
通所介護		<ul style="list-style-type: none"> 大規模事業所の基本報酬を引き下げ サービス提供の時間区分を1時間ごとの算定に短縮 アウトカム評価の導入（食事、歩行などADLの維持改善を評価）
施設系		<ul style="list-style-type: none"> 配置医師の兼任など人員基準緩和 ADLの改善を評価（加算） 排せつ改善、床ずれ予防、みとり強化などを評価（加算）
その他		<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具貸与の上限設定（専門相談員に商品説明などを義務付け） 介護医療院の創設（医療費削減へ老健並みに人員基準緩和） 「共生型サービス」の推進（人員・施設基準の緩和）